

議案第18号

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

バス定期券制度の統一化に伴う改正

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市地域公共交通事業に関する条例（平成27年飛驒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

	宮川線
乗合タクシー	かみおか循環乗合タクシー

」を

「

	宮川線
	かみおか循環線

」に改める。

第5条の2の見出し中「高等学校等通学者」を「学生」に改め、同条第1項中「高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）への通学のために利用する者」を「学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）に通学する者をいう。以下同じ。）」に改め、「若しくはバス」を削り、同条第2項中「高等学校等通学」を「学生」に改め、「若しくはバス」を削り、同条第3項を削る。

別表第2中「高等学校等通学定期券（高等学校等へ通学する者のみ利用可能）」を「学生定期券（学校に通学する者のみ利用可能）」に改め、同表備考中「高等学校等通学」を「学生」に改め、「高等学校等への通学に利用する場合に」を削り、「定められた路線」を「定時定路線型の全路線」に改める。

別表第3備考中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）に通学する者」を「学生」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市地域公共交通事業に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)				第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)			
第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。				第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。			
バス等の区分		路線の名称	運行区域	バス等の区分		路線の名称	運行区域
定時定路線型	コミュニティバス	畦畑線、太江線	古川町内	定時定路線型	コミュニティバス	畦畑線、太江線	古川町内
		桃源郷線、月ヶ瀬線	古川町内 河合町内			桃源郷線、月ヶ瀬線	古川町内 河合町内
		稲越線	河合町内			稲越線	河合町内
		宮川線	古川町内 宮川町内(角川駅を含む。)			宮川線	古川町内 宮川町内(角川駅を含む。)
	乗合タクシー	かみおか循環乗合タクシー	神岡町内		かみおか循環線	神岡町内	
デマンド型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内及び宮川町内	デマンド型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内及び宮川町内
		稲越乗合タクシー	河合町内の一部 古川町内の一部			稲越乗合タクシー	河合町内の一部 古川町内の一部
2 略 第4条・第5条 略				2 略 第4条・第5条 略			

(高等学校等通学者の使用料の特例)

第5条の2 バス等を高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）への通学のために利用する者が、乗車するバス等と乗換えが可能な市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有する場合に納付する別表第1に規定する使用料の額は、半額とする。

2 利用者が、高等学校等通学定期券の2路線分を納付する場合の2路線目の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）又は市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有する場合に納付する高等学校等通学定期券の使用料の額は、半額とする。

3 利用者が、高等学校等通学定期券の複数路線分を納付する場合の3路線目以降の使用料の額（使用料の額が異なる場合は最も低い額とする。）又は市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有し、かつ、高等学校等通学定期券の複数路線分を納付する場合の2路線目以降の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）は、無料とする。

第5条の3～第11条 略

附則 略

別表第1 略

(学生の使用料の特例)

第5条の2 バス等を学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）に通学する者をいう。以下同じ。）
が、乗車するバス等と乗換えが可能な市内を運行する鉄道の定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有する場合に納付する別表第1に規定する使用料の額は、半額とする。

2 利用者が、学生定期券の2路線分を納付する場合の2路線目の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）又は市内を運行する鉄道の定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有する場合に納付する学生定期券の使用料の額は、半額とする。

第5条の3～第11条 略

附則 略

別表第1 略

別表第2（第5条、第6条関係）

区分	使用料	
	一の運行区域内での利用の場合	一の運行区域を越える利用の場合
1日乗車券	大人 400円/日	大人 600円/日
	小人（小学生） 200円/日	小人（小学生） 300円/日
シルバーフリー定期券（飛騨市内に在住する65歳以上の者のみ利用可能）	4,000円/月	6,000円/月
高等学校等通学定期券（高等学校等へ通学する者のみ利用可能）	4,000円/月	6,000円/月
一般定期券	6,000円/月	9,000円/月

備考

- 1日乗車券とは、指定する日に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。
- シルバーフリー定期券とは、期間内に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。
- 高等学校等通学定期券とは、高等学校等への通学に利用する場合に期間内に限り、定められた路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。

別表第2（第5条、第6条関係）

区分	使用料	
	一の運行区域内での利用の場合	一の運行区域を越える利用の場合
1日乗車券	大人 400円/日	大人 600円/日
	小人（小学生） 200円/日	小人（小学生） 300円/日
シルバーフリー定期券（飛騨市内に在住する65歳以上の者のみ利用可能）	4,000円/月	6,000円/月
学生定期券（ <u>学校に通学する者のみ利用可能</u> ）	4,000円/月	6,000円/月
一般定期券	6,000円/月	9,000円/月

備考

- 1日乗車券とは、指定する日に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。
- シルバーフリー定期券とは、期間内に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。
- 学生_____定期券とは、_____期間内に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。

4 一般定期券とは、期間内に限り、定められた路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。

別表第3（第5条の3関係）

略

備考 学生回数券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）に通学する者のみ利用できる。

4 一般定期券とは、期間内に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。

別表第3（第5条の3関係）

略

備考 学生回数券は、学生のみ利用できる。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	バス定期券制度の統一化に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>現在発行しているバス定期券の種類によって利用範囲が異なることにより、同じ区間であっても路線によっては利用できない場合がある。</p> <p>市が発行する定期券と民間事業者が発行する定期券を統一化し、定期券の利用範囲を全路線（乗合タクシーを除く。）とすることで、わかりやすく便利なものとし、市内バス路線全体での利便性向上と利用促進を図るために改正するもの。また、高等学校等通学定期券を学生定期券に改め、小学生や中学生も利用対象として明確化する。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 路線名称「かみおか循環乗合タクシー」を「かみおか循環線」に変更する。 (第3条関係)</p> <p>(2) 高等学校等を学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校に通学する者）に変更する。</p> <p>(3) 一般定期券及び学生定期券の利用範囲を全路線（乗合タクシーを除く。）に変更する。 (第5条及び第6条関係)</p> <p>(4) バス定期券統一化により、学生の使用料の特例のうち、他のバス定期券所有者の乗継割引要件を撤廃する。 (第5条の2関係)</p>
市民への影響等	<p>これまで路線、区間で制限されていた学生定期券は、市内すべてのバス路線で利用可能になるため、移動できる時間帯や範囲が拡大し利便性が向上される。</p> <p>【事例①（古川町の場合）】</p> <p>ひだまる太江線で杉崎から吉城高校へ通っていた学生は、神原線や濃飛バス古川神岡線でも通学可能になる。</p>

	<p>【実例②（神岡町の場合）】</p> <p>濃飛バス古川神岡線で船津から飛驒神岡高校へ通っていた学生は、ひだまる吉田線も利用可能となる。また同じ定期券で神岡猪谷線も利用可能となるため、休日等の富山方面へのおでかけも便利になる。</p> <p>【実例③（習い事等の利用）】</p> <p>中学生と小学生のこどもが週6回、濃飛バスを利用して古川町内から神岡のバレエスタジオに通っており、回数券購入にあたり、家計への負担を感じているとの意見が寄せられた。（R6.1.23～2.13「飛驒市におけるバス運賃制度の見直し」に係るパブリックコメント）</p> <p>※ 月に10日以上バス利用される学生であれば定期券利用のほうが安価となる。</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	